

実務経験一覧(告示要約版)

1 サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	業務の 区分	実務経験年数					
				国家資格 等保有者	有資格者	それ以外 の者			
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援の業務	A: 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、居宅介護支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	1	3年以上 ※1の要件を満たした上で上記年数を必要とする 満たしていない場合は対象外		5年以上			
		B: 児童相談所、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センター、旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設	2						
		C: 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設	3						
		D: 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	4						
		E: 特別支援学校 特別支援学級(児童の中に障害児がいたという場合は対象外)	5						
		F: 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修(旧: 訪問介護員(ホームヘルパー)2級)以上に相当する研修を修了した者 (3) 下記Ⅰ(国家資格等)に掲げる資格を有する者 (4) 上記A～Eに掲げる業務に1年以上従事した者	6-1						
			6-2						
			6-3						
	6-4								
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	7							
	直接支援の業務	G: 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係る施設	8		5年以上 ※2	8年以上			
		H: 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業に従事する者	9						
		I: 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者	10						
		J: 特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所の従業者	11						
		K: 特別支援学校 特別支援学級(児童の中に障害児がいたという場合は対象外)	12						
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	13						
	日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等の指導							

※1 上記の「相談支援の業務」又は「直接支援の業務」に従事する者であって、下表「実務経験要件に関連する資格」の区分Ⅰ(国家資格等保有者)の資格を要する業務に資格取得後3年以上従事していること。
(上記A～Kの業務に従事した場合は、国家資格の期間(3年)と相談・直接支援業務の期間(3年)は同時期でも算定可)。

※2 上記の「直接支援の業務」に従事する者で、下表「実務経験要件に関連する資格」の区分Ⅱ(有資格者)の資格を有している者が対象(資格取得以前の期間も経験年数に含めてよい)。

※実務経験の算定方法について、1年以上の実務経験とは業務に従事した期間が1年以上であり、実際に従事した日数が180日以上であることをいうものとする。

例えば、3年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が3年以上であり、実際に従事した日数が540日以上であることをいう。

実務経験要件に関連する資格

区分	具体的な資格等
Ⅰ 国家資格等保有者	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師
Ⅱ 有資格者	(1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士を含む) (2) 保育士 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 介護職員初任者研修(旧: 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上())に相当する研修を修了した者(実務者研修修了者、介護福祉士を含む)

2 児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	業務の区分	実務経験年数		
				注)下記の年数のうち、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上必要		
				国家資格等保有者	有資格者	それ以外の者
障害者(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は障害児(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援の業務	A: 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、居宅介護支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	14	3年以上		5年以上
		B: 児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センター、旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設	15			
		C: 障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、地域包括支援センター、救護施設、更正施設	16			
		D: 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	17			
		E: 学校(大学を除く)の従業者	18			
		F: 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者				
		(1) 社会福祉主事任用資格を有する者	19-1			
	日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	(2) 介護職員初任者研修(旧:訪問介護員(ホームヘルパー)2級)以上に相当する研修を修了した者	19-2	※1の要件を満たした上で上記年数を必要とする		
		(3) 下記 I (国家資格等)に掲げる資格を有する者	19-3			
		(4) 上記A～Eに掲げる業務に1年以上従事した者	19-4			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	20			
	直接支援の業務	G: 障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの	21	満たしていない場合は対象外	5年以上 ※2	8年以上
		H: 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、老人居宅介護等事業に従事する者	22			
		I: 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者	23			
		J: 特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所の従業者	24			
		K: 学校(大学を除く)の従業者	25			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	26			

※1 上記の「相談支援の業務」又は「直接支援の業務」に従事する者であって、下表「実務経験要件に関連する資格」の区分Ⅰ(国家資格等保有者)の資格を要する業務に資格取得後5年以上従事していること。

(上記A～Kの業務に従事した場合は、国家資格の期間(5年)と相談・直接支援業務の期間(3年)は同時期でも算定可)。

※2 上記の「直接支援の業務」に従事する者で、下表「実務経験要件に関連する資格」の区分Ⅱ(有資格者)の資格を有している者が対象(資格取得以前の期間も経験年数に含めてよい)。

※実務経験の算定方法について、1年以上の実務経験とは業務に従事した期間が1年以上であり、実際に従事した日数が180日以上であることをいうものとする。

例えば、3年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が3年以上であり、実際に従事した日数が540日以上であることをいう。

実務経験要件に関連する資格

区分	具体的な資格等
Ⅰ 国家資格等保有者	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師
Ⅱ 有資格者	(1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士を含む) (2) 保育士 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 介護職員初任者研修(旧:訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上())に相当する研修を修了した者(実務者研修修了者、介護福祉士を含む)